省　　令

○財務省令第六十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四の二第五項及び第六項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十二の五の二第四項及び第五項、第六十八条の十四第一項並びに第六十八条の十五の六の二第五項及び第六項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項第二号及び第二十七条の十二の五第二号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二第二項中「第五条の六の四第十項」を「第五条の六の三の二第十項」に改め、同項第二号中「第五条の六の四第六項」を「第五条の六の三の二第六項」に改め、同条第三項中「第五条の六の四第十五項第一号イ」を「第五条の六の三の二第十五項第一号イ」に改め、同条第四項中「第五条の六の四第十五項第一号ロ」を「第五条の六の三の二第十五項第一号ロ」に改め、同条第五項中「第五条の六の四第十五項第三号」を「第五条の六の三の二第十五項第三号」に改め、同条第六項中「第五条の六の四第十六項」を「第五条の六の三の二第十六項」に改め、同項第一号中「第五条の六の四第十五項各号」を「第五条の六の三の二第十五項各号」に改める。

第五条の十二の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の二　施行令第五条の六の四第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

一　三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備（十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものに限る。）

二　二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備

三　総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル５Ｇシステムの無線設備（陸上移動局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次号において同じ。）の無線設備にあつては、通信モジュールに限る。）

四　専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

2　法第十条の五の四の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第十条の五の四の二第一項の規定の適用を受ける場合　同条第五項に規定する明細書及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の同法第二十六条の確認をしたことを証する書類（次項において「確認書」という。）の写し

二　法第十条の五の四の二第二項の規定の適用を受ける場合　同条第五項に規定する明細書

3　法第十条の五の四の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、確認書の写しとする。

第二十条の五第一項中「同令第十条に規定する事業に係るものに限るものとし、同令第三条第五項」を「同条第五項」に、「ものとする。」を「もの」に改める。

第二十条の十第二項中「第二十七条の十二の五第四項」を「第二十七条の十二の四の二第四項」に改め、同項第二号中「第二十七条の十二の五第十三項」を「第二十七条の十二の四の二第十八項第一号イ」に改め、同条第四項中「第二十七条の十二の五第十八項第一号ロ」を「第二十七条の十二の四の二第十八項第一号ロ」に改め、同条第五項中「第二十七条の十二の五第十八項第三号」を「第二十七条の十二の四の二第十八項第三号」に改め、同条第六項中「第二十七条の十二の五第十九項」を「第二十七条の十二の四の二第十九項」に改め、同項第一号中「第二十七条の十二の五第十八項各号」を「第二十七条の十二の四の二第十八項各号」に改める。

第二十条の十の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十の二　施行令第二十七条の十二の五第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

一　三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備（十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものに限る。）

二　二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備

三　総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第二号に規定するローカル５Ｇシステムの無線設備（陸上移動局（電波法施行規則第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次号において同じ。）の無線設備にあつては、通信モジュールに限る。）

四　専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

2　法第四十二条の十二の五の二第四項及び第五項に規定する財務省令で定める書類は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の同法第二十六条の確認をしたことを証する書類の写しとする。

第二十二条の二十七第一項中「同令第十条に規定する事業に係るものに限るものとし、同令第三条第五項」を「同条第五項」に、「ものとする。」を「もの」に改める。

第二十二条の三十二第二項中「第三十九条の四十七第十三項」を「第三十九条の四十六の二第十三項」に改め、同項第二号中「第三十九条の四十七第四項」を「第三十九条の四十六の二第四項」に改め、同条第三項中「第三十九条の四十七第十八項第一号イ」を「第三十九条の四十六の二第十八項第一号イ」に改め、同条第四項中「第三十九条の四十七第十八項第一号ロ」を「第三十九条の四十六の二第十八項第一号ロ」に改め、同条第五項中「第三十九条の四十七第十八項第三号」を「第三十九条の四十六の二第十八項第三号」に改め、同条第六項中「第三十九条の四十七第十九項」を「第三十九条の四十六の二第十九項」に改め、同項第一号中「第三十九条の四十七第十八項各号」を「第三十九条の四十六の二第十八項各号」に改める。